

井上円了研究序説

―妖怪博士の奇想―

連載第六回

井上円了の国家論

―明治23年のネットワーク国家ビジョン―

中島敬介

1. 星の世界に飛び立つ準備

(1) 排「SF的奇想小説」論

精神恍惚として夢中に彷徨するを覚ゆ已にして心思高く飛び軽く揚り瞬時にして遠く蒼々茫茫たる天界の中に遊ぶ

1889年(明治22)12月31日、午後11時にならんとするとき、この不意の事態に襲われたのは、哲学館館主の井上円了(以下「円了」ともいう)である。

本稿が扱う『星界想遊記』(以下、『星界記』ともいう)は、このときの「本書は一夕夢中に現出したる空想を叙述せるもの」として、翌1890年2月24日に出版された。

今日『星界記』が注目されることは滅多になく、まれに見る書評は、以下のとおりである。

まず『星界記』には、読者に「面白く」読ませようとする工夫が見られない。語り口に妙味はなく、登場人物に魅力があるわけでもない。さらには「異界譚」には必須の冒険的要素は皆無で、波瀾万丈ともサスペンスとも無縁である。またSF的「奇想」は――とりあえず――認めるにしても、それを助長ないし強調する修辭的フォローがない。つまり、そもそも読者を楽しませる「小説」の体を成していないのである。

そもそも、この時期の円了は、筆遊びに興ずるほど暇ではなかった。1889年6月、最初の海外視察から戻った円了は翌7月に「哲学館改良ノ目的ニ関シテ意見」を発し、8月には「哲学館将来ノ目的」として「日本主義」の大学設立を発表、新校舎の建築にも着手した。実家の寺を継がない決意も、この時期に明らかにした。9月には「天災」によって建設中の新校舎が倒壊するが、すぐさま再建に着手し11月に落成・開館を果たす。翌1890年には、教員試験無試験検定の認定を文部省に申請し(3月)、新校舎での哲学館の講義の準備、講義録の発行にも注力する必要があった。円了生涯の取り組みとなる「全国巡講」のスタートも、この年である(11月)。さらに円了の主著とされる『仏教活論本論』の『第二編顕正活論』も、この年の出版だ(9月)。「第一編」から3年半経過していることから、1889、90年あたりの円了の多忙ぶりが窺える。年末年始の修善寺での静養も、その激務による疲れの癒やしが目的だった。時間的にも肉体的にも精神的にも、夢の話を戯作にする余裕はなかったのである。

『星界記』は単なる夢の記録でも、小説でも戯文でもない。もちろん円了の著書として多く残されている教科書でも講話集でもない。

「お化け博士」の異名を持つ、東洋大学の創始者・井上円了の『星界想遊記』(明治二十二年二月・哲学書院)は、井上自身が夢の中で「共和界」「女子会」「理学界」など五つの惑星を旅するという、明治期のSFには多いパターンだが、お化けの話ではなくSFであるところが異色。「前書き」によれば、井上が伊豆の修善寺温泉の宿屋で見た夢を、そのまま小説にしたというが、これはあてにならない。文章が少しくどく、若いころには、あまり感心しなかったが再読したところ、うまくツボを押さえた作品で評価が変わった。(1)

文中に、「前書き」に「夢をそのまま小説にした」と引用されているが、そのような文言は――そして「前書き」じたい――本書のどこにも見当たらない。存在もしない記述をあげつらって「あてにならない」と評されても困惑するしかないが、これに代表されるように、一般に『星界記』への評価は、明治期のSF的奇想小説との前提にたっている。だが、果たしてそうか。

(2) 井上円了の「国家構想書」

何より、『星界記』は円了のメモでも私家版でもない。より普及せんがための広告まで出された一般公刊物で、しかも「体験」からわずか2ヶ月足らずで出版されている。これから推せば、円了は夢想中の「体験」を、そのまま、速やかに、多くの人と共有したことになる。先の書評のように「文章がくどく」なっているとすれば、円了の「体験」をそのまま受け容れ、「共感」してもらえるように書かれたせいではないか。軽く読み流されたり、逆に勝手に想像の翼を広げられたりしないように。この書の執筆意図がそのようなところにあつたとすれば、最も類似するジャンルは(小説や戯作からはほど遠い)「マニフェスト」ないしは「国家構想書」である。

タイミングにも留意したい。円了が夢中に現出したる空想を体験し、これを『星界記』として世に問うたのは、憲法が公布され、衆議院選挙が行われ、国会が開設されて、制限的とは言え民衆が初めて国政に参与できる仕組みの整った、日本史上画期の時期であった。仏教僧侶ゆえに被選挙権を持たない円了にとって、国家のあり方に関わる政治的な所信表明の手段は、著述と講演(講義)しかなかった。百姓(民衆)的学者を自任する円了は、自らの国家構想を上から目線の啓蒙書ではなく、民衆が一言一句を直ちに実行できるように「通俗化」して伝えたのである。後から見れば、SF的奇想小説としか思えないほど、かみ砕いて。

このあたりの詳説は後に回して、この書をめぐる全体の枠組みだけを簡単にトレースした後、『星界記』を(SF的奇想小説と誤読しないよう

に気をつけながら)読み進めていくことにしよう。

1886年(明治20)に発出された円了の「建国宣言」(『仏教活論序論』)は、1893年の「ロードマップ」(『妖怪学講義緒言』)で実施手順が示され、1902年の『勅語玄義』に規定される主権者(臣民)によって、本格的な国家づくりが展開されていく「手はず」となっていた。行く手を阻むのは、言うまでもなく既存権力すなわち明治政府で、円了はその力を反転逆用する「通俗化」の実践で対抗するが、力づくの「哲学館事件」(1902年)に捻じ伏せられ、基本コンセプトは維持するものの、一定の方針修正を余儀なくされる。

さらに円了の才をもっても予期できなかったことに、明治から大正へと「御代」が交代する。「明治維新の大成」のスローガンは明治の終焉によって「死語」と化し、台頭する「大正デモクラシー」に凌駕される。1886年から93年の間に提起されたはずの「国家構想」は、創唱者・円了の死によって、何のフォローもされないまま自著の中に埋没し、終には不本意にも「SF的奇想小説」などと評されて、100年に数回の頻度でしか人々の口の端に上らなくなった。

この不運かつ悲しい運命をたどった円了の著述こそ、『星界想遊記』である。

社会公衆の為に其力を盡さんとするに至るへし

子孫がなければ、人には社会しか残らない。父母・夫婦・兄弟・子孫への愛情は社会が代替し、「是に於て始めて人皆公益を計り正道を守るに至る」と言う。自愛の念さえあれば、自らのために身を立て名を上げる挙げる気持ちが湧く、係累があればかえって依存心が生じ「独立進取の氣風を減」と言う。

さらに、精神論・道徳論ばかりか、この国には「自然に人を奨励して財産を作らしむる方法」があった。「国民の死するときには其葬祭盡く政府の手にて執行」し、死者の遺産の多寡に応じて「葬祭の取扱を異にする」。巨額の財産を残した者は公園に像が安置され、市街に廟が建てられる。遺産は全て政府が没収し、産院・育児院・小中学校の建設等に充てられる。一方、無産の者の死体は水中に投じられ、葬儀も行われぬ。そのような「規則」があるから「決して人をして財産を作るの念絶たしめずして却て策励の功あり」と言うのである。

その経緯を辿ると、「百般の制度風俗皆共和主義を以て組織するに至り其極」みにおいて、「私有財産は共和の主義に及するの説」が起こり、財産共有の法律が制定された。また「財産共有なれば夫婦もまた共有ならざるべからざるの説」が起こって男女別居制を採るに至った。後に「経験上財産共有は人をして遊惰自暴に陥らしむる弊」のあることが判明し、私有財産制に復旧したが、「両性平等思想に基づく男女別居は「自由適意に業務に従事することを得る利便あり」[...]子孫を養育する義務なきを以て「[...]社会を念ひ国家を愛する心情自然に発達する益あり」[...]

2. ようやく、5つの「星界」へ

(1) 共和界——民主社会——

想像子——すなわち円了——が最初に訪れた「星界」は、国土の様相こそ日本と「同一なるも社会万般の風俗人情に至りては大に其趣を異にする」ことが「一目して知る」ような「別天地」であった。「風俗の異なる要点」は、男女の「同等同権の主義」が極度に進展した「純然たる男女共和独立の国」ということである。

この国には婚姻の風習がなく、男女は完全別居状態で暮らしている。「若し故ありて懐妊するときは必ず産院に入りて分身」し、併設の「育児院」で4〜5週間養育すると自宅に戻り、以後「其児を見る」ことは許されない。「其当日より両人の間に全く親子の縁を絶ち児は生れながら孤独の身となり終身其父母の誰なるを知」ることはない。子は「男女の別なく皆」小学・中学の教育課程を終えたと「成人」と見做され、一定の職業に就く。「産院育児院小学中学」は、政府によって「一町一村毎に」設置され、その経費は「皆国民の租税より支出」される。税制は「人頭税」で、「二十歳より五十歳に至るものあれば男女を論せず人頭に応じて此税を賦課する規則」となっている。

想像子は「人の刻苦勉励して職業を守り資産を作る」のは、子孫や親族があるからこそではないかとの不審を抱くが、その国の「一人」は次のように笑い飛ばす。

人若し子孫家族の係累なきときは始めて自利自愛の私情を脱して

進取の氣風増長する益」もあり、本制度施行後は「国勢日に月に振興し今日の隆運を見るに至」った、と胸を張る。

想像子は、男女別居はともかく「共和独立主義」[...]は我地球上にも其例を見る所にして余輩も全く賛成の意なきにあらず」と心を動かしかけるが、「政府の法律如何」と最後の問いを投げかける。

此国は政府を以て社会を代表するものとし之を我人の父母とし又我人の子孫とし我人は固く其命令を守るべき義務を有するを以て其法律は却て厳にして且つ瑣なる方なり

これを聞いて、想像子は「此国の如き純然たる共和国なりと云ふも猶ほ政治の圧制を免かるゝること能はず」とか嘆き、「余か永住すべき地にあらず」とこの国を離れ、「政府なき国」を目指すのであった。

(2) 商法界——自由社会——

つぎに訪れた国は、市街で「車馬の来往織るが如く人民の奔走狂するが如く商業貿易の盛んなる実況は一目して知るべし」の、これまた日本とは「別社会」の景況を呈する「星界」であった。

市中の路傍には、「高机に対して人を待つが如き」[...]「売卜者に似た」人が少なからずいた。想像子は「其一人」をつかまえて、この国の政体を問う。

此国には政府なし豈政体あらんや。

次に統治の仕組みを問うと「此国に政体なし豈統御の法あらんや」と言い、さらに「抑此国は政府なく法律なく租税なく君臣上下の別なく国会議員の設けなく裁判賞罰の法なく人民皆純然たる共和独立にして自裁自治の風習あり」と続ける。

では「此国は万事万物皆共同所有」で財産をめぐる争論とは無縁かという、そうではなく「私有の土地あり私有の家屋あり」で、「人と人との間に分界制限の判然とせざる」など「紛議を生ずるとき」はある。そのとき「之を決する法唯一あり」と言う。「其一とは」と問う想像子に、次のような答えが返る。

運を天に決するとは是これなり。

各町村に「決運館」と呼ばれる施設があり、紛争が生じると、そこに置かれた——日本の卜筮に似た——「決運器」によって、白黒を決する。決運器が出す結果は絶対で再決は許されない。この人民間の裁判を行う施設器機も民営で、「是れ皆商法の組織によるものにして決して其費用を他人に賦課する等のこと」はなく、紛争当事者からの手数料で運営されている。

しかし、民事はともかく「盗賊、凶徒の類は如何して処分する」のか。これは余計な心配で「是等の徒」……殆んど皆無」である。「世の進歩に従ひ人皆永遠間接の利害損益を識量し一時の小利小欲に着目せざる」から、「悪徒自然に滅して道徳自然に起る」のである。もし「万一此の如き徒ある節は」……商法会社ありて」……相当の金を払はゞ」探偵や捕縛の依頼にに応じてくれるが、そういう大きな悪事は稀である。たいてい

できないものであるなら、「政府其物を廃し法律其物を廃し天命天運をもって社会の政府法律と」しよう。これによって「第一に費用を要せず第二に時日を要せず第三に役員を要せず第四に誰人にも平易に実行することを得て社会の実業商法必ず大に興り富国の目的速やかに達する」ことができるだろう。この世論が革命を引き起こし、35万2500年前、政府なき法律なき「無政府の政体」が樹立されたというのである。

当初の時点では「多少政府の如き性質を有」する「決運庁」が中央にも地方にも置かれたが、「次第に変遷して商法主義によりて組織する所となり今日に至りては全く政府の性質を有せざる」ものとなっている。

民間の争論は決運館で片がつくとしても「一国全体の興廃に関して大問題起る時」あるいは「国際に争論の起りたるとき」は、どう対応するのか。「今日の人民は各独立共和自治自採の風習なれば一国全体の問題の起ること」はなく、また「此国に於て一たび政体を廃してより四隣の諸邦皆其法の簡便なるを賛成し各国とも一時に大革命ありて政府を廃し法律を廃し其後諸国共和して一国となり今日にては全く内外国の区別」がない。内外の区別は商取引や貿易に支障来たすものであるから、「商法盛んなれば自然の勢ひ諸国共同せざるを得」ないのである。

それにしても、35万年余もの間「よく国家無事に経過した」ものである。「二人」は答える。内乱や擾乱が起る原因は、商法主義の経験が不足しているからだ。「一刻千金を争ふ商業繁昌の社会には何ぞ争論紛擾に時日を費す暇あらんや」と言い、次のように断言する。

貴国「……」今より少なくとも百万年の経験を積まば必ず此国の如く無

の「小盗小賊の類は之を新聞上に掲示する」だけで収まると言う。なぜなら、「此国は商法国にして人々の信用を重んずる風習ありて人一人の信用を失へは再び世間に立つこと難し」く、したがって信用の失墜は刑罰以上に社会的致命傷となるからである。

想像子は「実に極楽世界なり」と賞賛し、「我国土のごときは政治密にして法律厳なるも罪人悪徒徒唯日を逐ひて加はるのみ」……「いまだ地獄世界」だと嘆く。答えるこの国の「一人」は、「是れ未だ経歴の足らざるのみ」と慰めて、政府なき法律なき国の建国経緯を、さらに詳しく説明する。

「建国以后久く君主政体なりしも中古一変して貴族政体となり再変して共和政体となり」、その後も君主政・貴族政・共和政の変遷が繰り返された。つまり君主の擅制（君主政）から功臣による門閥政府（貴族政）へと威権が移ったが、民権が強くなって功臣政府は転覆、人民政府（共和政）となった。しかし次第に貧富の差が拡大して社会的階級が生じると、富有者層による権力集中（貴族政）がなされ、やがて最も富裕な者が全権を掌握（君主政）することとなった。以後「同一の事情に際して同一の政体を反復するのみ」となった。「是に於て一大新論の民間に起」こった。君主政・貴族政・共和政のいずれも、国家の平穩を維持できない。これは政治の目的に反する。世間一般の評価は共和政が最も理にかなった政体だとするが、果たしてそうか。単なる多数決の政治制度ではないか。「多数の論果たして正理なるや正理は都て少数中に存するにあらずや若し然らば正理は如何なる政体を用ふるも到底達し得べき者にあらざることも明」らかである。「国安を保つ」こともできず、「正理に達する」ことも

政体となるべし。

戸籍調査も統計も、「人名調、逃亡調、盗賊探偵、罪人捕縛等」のいずれも、民間会社が「相応の金を取りて人の依頼に応ずる」と聞いて、想像子はふと疑問に捕われる。「産婚葬祭等は此国にては如何なる儀式を用ふる」のか。その答えは、こうである。

全く此等の儀式なし「……」虚礼を去りて実業を重んずる社会となり殊更に産婚を祝するの無益なるを知り「……」死したるものは再び帰る望みなければ葬祭を営むの無益なるを知りて亦之を廃せり。

死体は海辺であれば海に捨て、山中ならば地に埋めて、親戚知人に通知もせず、ただ新聞に死亡の広告を出すのみなのである。それではあまりに簡略すぎて人情に反すると抗する想像子に、そうかもしれないと「一人」は認めつつも「貴国も是れより数百万年を経過して実業大に興り商法大に盛んなるに至らば必ず之と同一の風習を見るの日あるべし」と決めつける。

ここに至って想像子は「余政府なき国に遊ばんことを望むや久し」いが、この国の社会の風習はあまりにも人情からかけ離れている。「是れ余か永住すべき地にあらず」と「商法界」を離れ、礼節ある「君子国」をめざすのである。

(3) 女子界——平等社会——

想像子が訪れた第三の星界は「女尊子」に支配された国だった。

国情を訊いた相手は、店頭にいた「一婦人」である。彼女は帳簿を前に置きながら、この国の政体は「君主政治なれとも君主は世襲に非ず」……此国の風習大に女子を尊崇して之を呼ぶに尊の字を加え女尊若くは女尊子と云ふ」と教えた。「婦人」の説明よると、この国の政治体制は次のとおりである。

女尊子の下に総理大臣級の「総老」があり、大臣級の「老官」50名を束ねている。「老官」の下位には、順に「親官」(500名)・「近官」(1万人)・「遠官」(10万人)といった官僚がいる。女尊子が逝去すると、替わって総老がその地位に就く。「総老」不在の場合は、老官中で在職期間の最も長いものが充てられる。老官の欠員は親官から補充される。

したがって、女尊子となり得る総老・老官・親官は、いずれも女性である。そればかりか「官吏教員は女子に限る」……一国の政権は全く女子の特有するところ」で、「医師、会社の事務員、戸主、戸長に至るまで亦皆女子に限」られている。男性は「製産工業等筋力を要する事業に就き」、「政府にて男子を用ふるは兵卒巡査小使給仕等のみ」で、「兵卒巡査の長官は亦女子」で占められている。なぜなら「女子は一般に学問に明かにして事理に通達し才あり能あり男子の上に立ちてよくこれを指揮し」得るからで、これに対して男性は「無学無知にして世情に通ぜざるもの」である。

男性の一人である想像子は反論する。女性が上位に立って、男性を使役に服させるのは「天理に齟齬する所あるの疑」いがある。「婦人」は動じない。「貴国の男女は如何なる体性を天然に具するか」は知らないが、

なり」と嘲笑する。

想像子は問う。では、女性が国政の全権を掌握することで、国家にどれほどのメリットが生じるのか。「婦人」の答えは簡明である。「その益甚た多し貴国若し開国以来政教の全権を女子に委する」ことをしていれば、国勢は10倍になっていだろう。女性を男性の下に置くのは女性だけの不幸ではなく「貴国一般の不幸」である。

では「今より女子教育法を改良」すれば、何年後に結果が出るのか。

我国の経験に考ふるに今日より少くも百万年の後にあらん。

あまりの悠遠さに驚く想像子に、「婦人」は言葉をつなぐ。

歲月悠遠なりと雖も「……」必ず之に達する期あり「……」実行せされば世界滅盡するも其期なかる可し。

想像子は、この言葉に気圧されるようにこの国を去る。「余か願ふ所の者は長寿を得るに在」り、この国は長寿国とはいえ「漸々短縮すると云ふに至りては此に住するも何の望あらんや」と捨科白を残して、「長寿国」に向かうのであった。

(以下、次号)



なかじま けいすけ
奈良県立大学ユーラシア研究センター特任准教授/副センター長。主な著作として、『勅語玄義』に見る奇妙なナショナルイズム』東洋大学井上円了研究センター編『論集 井上円了』(2019)教育評論社、『地域経営の視点から見た『平城遷都一三〇〇年祭』』『都市問題研究』第60巻11号(2008)、『もう一つの観光資源論』『日本観光研究学会研究発表論文集 No.29』(2014)、『井上円了の国家構想』『東洋大学井上円了研究センター年報 vol.26』(2018)、『南貞助論—日本の近代観光政策を発明した男』『日本観光研究学会研究発表論文集 No.34』(2019)など

この国の「女子は其筋骨生来柔弱にして男子は堅強」であるから、「堅強なるものが力役労働に就き柔弱なるものは政治教学に従」うまで、これに反することこそ「天理に反するものなり」と、逆振じを食らわせる。想像子は諦めない。「女子は体質一般に柔弱なるを以て思想もまた柔弱」であり、かつ懐妊と育児の義務があるから、政治上の激務に耐えられないのではないか。「婦人」は「貴国の事情を知らされば」断言できないがと言葉を矯めて、この国では「思想に富めるものほど体質柔弱にして体質の堅強なるものほど知力に乏しきを見る貴国にては農夫にして田野に力耕するものと学者にして政治に従事するものと孰れか体質筋骨強壮なるや」と詰め寄る。

ついに想像子は白旗を掲げるのだが、「婦人」は「能力と体力とは一致せざること明かなり」と駄目を押し、懐妊問題については「懐妊の年齢は大抵限りあり」と言い、「此国にては三十歳より八十歳の間五十年間を懐妊時期とし、女子が職務に就くのは80歳以降、修学は30歳以前であるから、毫も懐妊の影響はないと主張する。女性上位の国はまた、人民の平均寿命が「百五十年と二百年の間なり」という、長寿の国でもあったのだ。

さらに「婦人」は続ける。想像子の国で女性の学問活用能力が男性に及ばないのは、「貴国は開闢以来今日に至るまで男女の方向を誤りたる」結果ではないか。「野蛮時代に在りて腕力競争の盛んなるに当りてや男子の如き筋骨の強きもの上位に立ちて女子を抑制するは自然の勢」だが、「文明進歩し道徳競争世に行はるゝに至れば」女性が国政を執るのが理にかなっている。「貴国にて男子政権を握るは其未だ文明に至らざる実証

《注》

・本稿は『東洋大学 井上円了センター年報 vol.26』(2018)掲載の拙著(pp.23-65)を改稿したもの。

・文中の引用は(1)を除き、(井上円了『星界想遊記』(明治23年)哲学書院。本誌の性格や読みやすさを考慮し、文中番号/原本該当ページは略した。

・(1)は(横田順彌『明治時代は謎だらけ』(2002年)株式会社平凡社、pp.235-236)